

みんなくりポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

Folk Remedies Used in the Edo Period to Protect the Lives of Mothers and Infants

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2016-03-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 沢山, 美果子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00005973

This paper focuses on folk remedies in the Edo period. During this period, especially from the late 18th century, people were concerned with how to protect the lives of mothers and babies, and the remedies were made to do that.

According to historical demographic research, the mortality rate of infants was high during the Edo period, with many mothers losing their lives in childbirth. For those who hoped to continue their family line (Ie), protecting the lives of mothers and babies was an important issue. Therefore, during that period, a variety of folk remedies emerged based on everyday experience and knowledge.

My study looks into two cases based on local materials drawn from the Sendai Han ('clan') of Japan's Tohoku region. First, upper-class farmers in the Sendai clan wrote prescriptions for various cures to be used in difficult childbirth. Second, in the Ichinoseki clan (a branch of the Sendai clan), a local physician left a manuscript of folk remedies for dystocia (=difficult birth).

The medical treatments show how dangerous pregnancy was for the lives of mothers and babies. In other words, for the people of that period, pregnancy was a crisis that happened to a woman's body. Through these primary resources, I want to explore how people viewed the relationship between life and the body and recognized its inner nature.

The following became clarified as a result of my consideration. The folk remedies that represented the accumulation of wisdom gained through daily lives were widely available through transcribed copies. The prescriptions related to pregnancy and childbirth, particularly refractory dystocia, using plants, animals, products of nature, and excreta from purified human bodies. That was an attempt to transform nature that was threatening into nature that gave blessings, restoring the healthy state by integrating nature and humans, thereby removing the hardships manifested in the body. It clearly shows how people in the Edo period viewed humans and nature as inseparable.

はじめに	3 藩医の診察記録にみる女と子ども
1 女と子どもをめぐる民間療法	3.1 建部清庵塾の診察記録—「医方随筆」と「聴看記」
1.1 民間療法への視点	3.2 女・子どものいのちへの関心の高まりと医療
1.2 女・子どもをめぐる処方	
2 在村医の民間療法への関心	おわりに
2.1 千葉理安と民間療法	
2.2 自然と人間の一体性回復の試み	

はじめに

本稿では、江戸時代、とくに女と子どものいのちを救うための努力がなされていった18世紀後半から19世紀はじめの江戸時代後期における、女と子どもの身体やいのちを守るための様々な知恵と工夫を示すものとしての民間療法に焦点をあてる。人々は、どのように、子どもと母のいのちを守ろうとしたのだろうか。また、そこには、どのような自然と人間の関係についての認識や身体観があったのだろうか。

江戸時代に生きていた「ふつうの人びと」は、どのように生きたのか。歴史人口学は、江戸時代の「宗門改帳」や「過去帳」という史料群を用いて、結婚・出産・死亡・移動といった個人のライフコースを明らかにしてきた（浜野 2011: 1-4）。その研究成果によれば、江戸時代後期、女性が出産でいのちを失う率は高く、産後死と難産死は、21歳から50歳の女性の死因の25パーセントを上回っていたと推計されている（鬼頭 2000: 150）。出産可能年齢の女性の死因の四分の一が出産に関わっていたということは、江戸時代の人々の身内や周辺には、出産で亡くなる産婦が数多くいたことを物語る。多くの母のいのちが妊娠、出産によって奪われていた。そのためだろう。今では「安産」と言えば、母子ともに無事であることを意味するが、江戸時代の文書では、赤子が死んでも母が無事であれば「安産」と記されている（沢山 1998: 146）。また歴史人口学では、江戸時代後半の出産の10～15パーセントが死産、出生児の20パーセント近くが一歳未満で死亡していたと推計している（鬼頭 2000: 142-144）。

江戸時代後期という時期は、人々にとって「家」の維持・存続が重要な課題となっていく時期でもあった。江戸時代の在地での医薬、医療への欲求や民衆知の問題を扱った先駆的研究に塚本学の『生きることの近世史』（塚本 2001）がある。塚本は、17世紀後半から18世紀にかけて、一組の夫婦とその子からなる直系家族中心の小家族としての「家」が広く成立したこと、また「家」意識の成立は、家を繋げていく存在として子どもを捉えることとなった一方で、「家」の再生産に必要な範囲内に生まれる子どもの数を人為的に調節するようになったとしている。塚本はまた、江戸時代後期には、在村の医者や農民出身の産科医によって産婦と胎児のいのちを救うための努力がなされ、人々の生活経験をもとにした様々な民間療法が生みだされていったことにも着目している。本稿も江戸時代後期、とくに18世紀後半から19世紀はじめを対象とするが、この時期には、「家」の維持・存続が人々の重要な課題となり、民間療法やその写本が流布し、また民間医療も普及していく。

なお最初に、本稿のキーワードとなる「民間療法」について、説明を加えておく。「民間療法」とは「庶民が日常疾病や、負傷に遭遇し痛苦に喘ぎ乍ら多くの人々に支えられて入手した材料によって獲得した生活の智恵の結晶とも云うべきもの」(石島 1997: 290)、あるいは在地に根差す古くからの民衆の経験知の積み重ねのほか、中国医書の知識や呪術的な要素も混在したもので、人々の病難克復への願いや医術への関心を示すもの(塚本 2001: 149)とされる。民間療法は、こうした人々のいのちの維持への要求にねざしている点で、人々の身体をめぐる知やいのちの維持への願いを明らかにする重要な手がかりとなる。

では、民間に対する公的な医学の世界はどうであったかといえば、江戸時代には、全国一律の医師免許制度は存在しておらず、専門の医師と素人のあいだに境界はなかった。しかし、医師として収入を得ようとすれば、同じ地域で活動するほかの医者からいちおう承認を得なければならず、いずれかの学統に所属して学問の習得につとめる必要があった(海原 2014: 7)。18世紀後半以降には、医療需要者の目や風評は、然るべき医師の門弟としてなにごしかの程度医学を学習したものだけを医師とみなすようになっていったのである(塚本 2001: 181)。そうした中、民間療法は、公的な医者の世界からは排除されていく。しかし、患者に向き合い、文字による学問と実際の治療経験から学び、医術の効果を確かめていった医師の中には、人々が実際の経験を通し培ってきた民間療法の中でも実効性のあるものは取り入れるという姿勢を持った人々もいた。本稿では、そうした医師を取り上げる。

本稿では、これら民間療法や在地の医療の中でも、特に女と子どもへの処方や医療に焦点をあて、女と子どものいのちを守るうえで民間療法が持った意味と、その背後にある近世農民の身体観や自然と人間の関係についての認識を探る。その際、子どもについては、当時の史料に準じ、適宜、「赤子」「小児」の語を用いることをお断わりしておきたい。

1 女と子どもをめぐる民間療法

1.1 民間療法への視点

本稿で取り上げるのは、日本の中でも厳しい自然環境にあった東北日本の仙台藩とその支藩の一関藩である。この地域は人口が減少した地域(速水 2010: 24)(図1)であり、人口減少の原因は、墮胎=妊娠中絶や、生まれたばかりの赤子を殺す間引きに

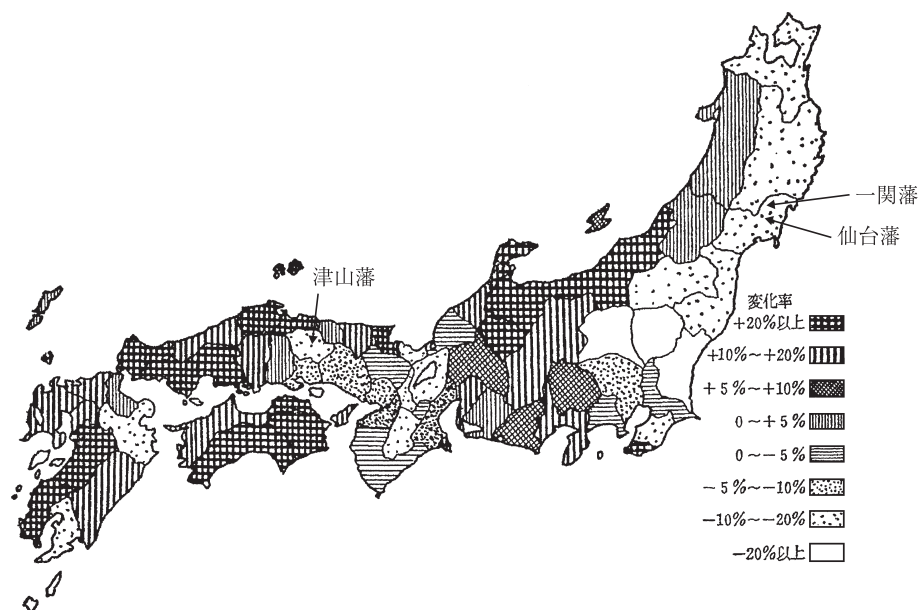


図1 徳川後期国別人口の変化(1721-1846年)
〔出典〕速水融『歴史人口学研究』(藤原書店, 2009年), 24頁より作成。

あると考えた藩によって、墮胎・間引きを取り締るための、妊娠、出産管理制度が実施されていく。仙台藩では、人々の妊娠、出産を管理する制度である赤子養育仕法が1807年(文化4)から、一関藩では1813年(文化8)から育子仕法が実施されたため¹⁾、妊娠届、出産届をはじめとする妊娠、出産に関する史料が数多く残されている。

妊娠、出産管理制度の中で重要な役割を果たしたのは、肝煎などの上層農民である。そのため、上層農民の家には、妊娠、出産管理制度の中で作成された様々な史料群が残されている。その主なものは、胎児・赤子の死が墮胎・間引きの結果ではないことを申し立てた死胎披露書と総称される史料群、赤子養育手当願といった史料群であるが、そのほかに、民間療法の写本なども残されている。

ここで分析の手がかりとするのは、一つは、仙台藩の上層農民の家に残された二冊の民間療法の写本である。もう一つは、一関藩の在村医が書き残した民間療法の写本、そしてその診察記録と一関城下の藩医の診察記録である。これら三種類の記録、なかでも、女と赤子をめぐる民間療法と診察記録を重ねあわせてみたとき、そこには、人々のどのようないのちへの願いや、身体観がみえてくるのだろうか。「家」の存続にとっても、女と赤子のいのちにとっても危機の時期である妊娠、出産に、人々はどうのように対処し、女と赤子のいのちを守ろうとしたのだろうか。身体という内なる自

然に起きる妊娠、出産という危機に対する人々の対処のしかたを通し、人々の自然と人間をめぐる認識や身体観を探ってみたい。

仙台藩の奥郡東山南方増沢村（現岩手県一関市藤沢町）の岩山家には、二冊の民間療法の写本が残されている。仙台藩の赤子養育仕法では、共同体を介した農民層の妊娠、出産管理がはかられたが、岩山家は、肝煎や妊娠、出産管理に携わる赤子制道役を勤めるなど、妊娠、出産管理制度の実際を担った家である。そのため岩山家には、妊娠、出産管理制度の中で作成された様々な史料群や民間療法の写本、当主の手になる妊娠、出産をめぐる占いを記した覚書なども残されている。

分析の対象とするのは、岩山家に残された「甲斐徳本」^{かいたくほん}、「妊者之脈例」^{ニンシャノミヤクレイ}という標題を持つ二冊の民間療法の写本である。二冊とも年代不明だが、その書体から、どちらも江戸時代後期のものと推定される。また「甲斐徳本」は、その内容から、1693年（元禄6）に水戸藩で刊行された「救民妙薬」の写本であることがわかる。

「救民妙薬」は、刊行以来、何度も版を重ね、各地にその写本が残されていることから、広く人々の間に流布したと思われる。編者である穂積甫庵の序によれば、「救民妙薬」は、医者も薬もないような山間僻地の住民が求めやすい処方を集めて人々を救うようにという徳川光圀の命にもとづいて作成された。

そこに記された薬法は404あるが、その50.4パーセントにあたる204は民間療法であり、日本各地の方言が使われている（石島1997:290）。また、そこには、実験と確認を繰り返した経験の結果編み出されたことを示す、「摺る」「焼く」といった表現がみられる（中山2007）。さらに「甲斐徳本」という名の写本は、その本来の名も定かでなくなりながら、「救民妙薬」が東北農村に流布していたことを物語る。

もう一冊の写本、「妊者之脈例」^{ニンシャノミヤクレイ}（図2）には、写本の筆者と思われる「下田ノ 鹿野喜右衛門」という署名がある。下田は、岩山家がある増沢村の字名である。残念ながら「鹿野喜右衛門」がどのような人物か、は特定できない。しかし、いずれにしても、岩山家と関係がある、同じ増沢村に住む人物の手になる写本だろう。岩山家には、そのほか、岩山家の当主が1866年（慶応2）、自らが大事だと思ふことを書き記した「よろつおばいかき」（傍点筆者）という東北弁の標題を持つ手書きの帳面も残されている。そこには、胎内の子の性別を知る方法や妊娠、出産月を知る占いなどが記され、妊娠、出産管理の役割を担った「家」の当主の妊娠、出産への関心の高さをうかがわせる。

この二冊の写本でまず着目したいのは、その標題である。標題に記された「甲斐徳本」は、諸国を流浪し、安価で医療をおこない、民衆の病を治したとされる、戦国時

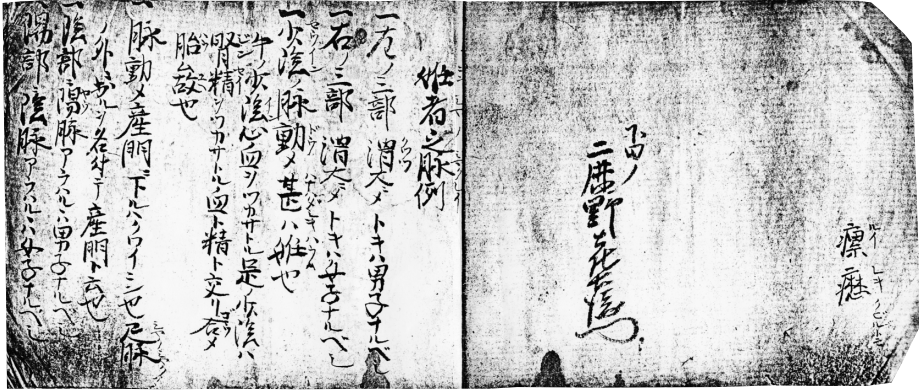


図2 「妊者之脈例」(岩山越夫氏蔵)

代後期から江戸時代初期の医者の名前である。その医者の名を冠した「甲斐徳本」という標題には、ここに記された処方の方を治す効果への人々の期待が示されている。

さてジェンダーの視点からみたととき、「甲斐徳本」には注目すべき処方が含まれている。性病の薬、「淋病薬」である。そこには「みだれ髪を黒焼きにして毎日二、三度ずつ酒で用いる。男子には女子のみだれ髪、女子には男子のみだれ髪(が効く)」とある。淋菌を持った者との性交で感染する代表的性病に対する処方が、男女の性差を象徴する髪の色を用いた処方、しかも性交によって乱れた髪を連想させる「みだれ髪」であること、しかも男には女の、女には男のみだれ髪を用いるとされている点が興味深い。ここには、ともに農業労働にたずさわる江戸時代の民衆たちの「男女を対等で相補的な一対の存在としてとらえ男女和合を重視する性意識」(倉地 1998: 223)をみることができよう。

さらに「甲斐徳本」には、母と子の身体的結びつきを象徴する処方も含まれている。瘡癩の薬については、乳で溶かすとある。母の身体と赤子のいのちの結節点にある乳、江戸時代には赤子の命綱であった乳が、「小児」の病、とりわけ江戸時代の子どもたちのいのちを奪った瘡癩の治癒に効果があるとされているのである。このように「甲斐徳本」は、人々のジェンダー意識や母と子の身体についての人々の意識に接近する重要な手がかりを与えてくれる。

「甲斐徳本」には全部で129の項目がある。そのうち、女に関する項目は4、子どもに関する項目は9の合計13。女、子どもに関する項目は、全体の10パーセントと決して多くはない。しかし、「救民妙薬」の女、子どもの処方については、ほぼ忠実に、そのほとんどの処方を写し取っている。しかも地域の方言も用いられ、地域の実

情に応じた書き替えがなされたと考えられる。

女、子どもの処方からは、女、子どものいのちにとって何が危険とされたかがみてとれる。女について危険視されたのは、胎児が胎内で死んでしまう、後産がおりない、難産といった妊娠、出産に伴う障害、とりわけ母を死に至らしめる難産、そして腰が痛む、おりものなどの婦人病である。また、子どもについて危険視されたのは、虚弱な子どもが神経過敏になる「五疳」症状や「疱瘡」である。では、ここに上げられた女、子どもの処方は、女、子どもの病気として頻度の高いものだったのだろうか。そのことにも注意しながら「妊者之脈例」についてみていくことにしよう。

1.2 女・子どもをめぐる処方

「妊者之脈例」もまた、東北の農民たちの方言が使われ、東北訛りのまま記述されるなど、仙台藩の村々に住む人々の生活と深い関わりを持つ処方集である。たとえば、「甲斐徳本」にも登場する、子どもたちがよくかかる「疱瘡」には「もかさ」、墮胎剤としても用いられた「紅花」には「コウクワ」の振り仮名が振られている。「妊者之脈例」が、とりわけ注目に値するのは、「甲斐徳本」「救民妙薬」では全体の項目の10パーセントを占めるだけだった女と子ども、「妊者」と「小兒^{ニシヤ}」という身体一般とは異なる女と子どもの身体に着目し、そこに特化した処方だという点である。

この処方集では、女性のライフコースも意識されている。その一つが、女性がまだ病が癒えないうちに労働するため中風のようになるのを治すという、「家」の重要な労働力であり、病が癒えないうちに働かざるを得ない農村女性のための処方である。そのほか、未婚の娘が、おそらくは初めての性交で女性性器を痛めてしまった場合の処方や、夫を亡くした女性（「ヤモメ女」）が高熱から痙攣を起こした場合の処方も記されている。

ところで、民間療法の大きな特徴が、薬の効果を引き出すための「技法」にあり、その技法は、実験と確認を繰り返した経験の表現と見ることが出来ることは先にも触れた。「妊者之脈例」の処方の特徴も同様に、「センヂテ」「焼テ」「キザミ」「丸シ」といった経験にもとづく技法が用いられている点にある。

民間療法のもう一つの特徴は、日常生活において、たやすく見つけることの出来る植物や動物などから調合される点にある。「妊者之脈例」でも、人々が実際に植物を採取し自ら処方するための方法が記されている。その一つが、「益母草^{やくもきう}」（浅見・安田1991: 876, 932）を4月から5月に採り陰干しにし、丸めて米飯で飲むという処方である。「益母草」（図3）は、日本では「メハジキ」の名で知られ、かつては道端や野原



図3 益母草
「普救類方」1729年（享保14）（出典 浅見恵・安田健訳編『近世歴史資料集
成 第II期 第VIII巻 民間治療（1）普及類方』p. 876. 科学書院 1991年。

のいたるところに自生していた植物であるが、4月から5月に採るとあるように、摘み取りの時期にも注意が払われている。ここからは、自然と深く関わり、自然の恵みを生かして生きていく人々の生活がうかがえる。この中国に起源がある「益母草」という名前は、その名の通り、母の益になる薬草という意味を持つ。「益母草」は、子宮収縮作用、利尿作用を持つため、産後をはじめ、女性の病に多く用いられた。その一方で、墮胎にも用いられたことに注意する必要がある。

「妊者之脈例」には、その他にも、表題の通り妊娠、出産、産後のプロセスで起きる様々な障害を取り除くための処方が記されている。それらを処方数で整理すると、月経に関する処方が8、妊娠中に起きる障害に関するものが31、難産など臨産の際の障害に関するものが7、胎児が胎内で死んだり、胞衣が下りない場合の処方が5、産後の処方が15、乳汁が出ない場合の処方が2と、妊娠中に起きる障害に関する処方が全体の45パーセントともっとも多い。「妊者之脈例」という標題を持つゆえんであろう。人々にとって妊娠中を無事に乗り切ることが大きな課題であり、妊娠中の障害を、自ら治すための処方が求められていたことがわかる。

さらに処方には、人々が、その症状から、母と子の身体に何が起きているかを自ら判断する手がかりも記されている。たとえば、「面舌トモニアラクシキリニ口ヨリ沫出ルハ母死テ子ハ生ルナリ」など、目に見える症状から母と胎児の生死を見分ける方

法が記されている。それは、人々が難産の兆しを知るための手がかりを与えるものでもあった。と同時に、危機の時期でもある出産の際の胎児や母の生死に、人々が深い関心を寄せていたことがうかがえる。

しかし、ここに一つの謎がある。奇妙なことに、「妊者之脈例」には、流産、早産についての処方一つも記されていない。江戸時代には、流産、早産は多くみられ、明らかに予測される事柄だった。仙台藩、一関藩にも、流産、死産の記録が残っているが、その多くは妊娠末期の早産である（沢山 2009）。しかし「妊者之脈例」には、流産、早産の処方がない。それは、なぜなのだろうか。その謎を解く鍵は、難産の処方にある。人々が恐れたのは、流産、早産ではなく、胎児が母体から分離できない、あるいは予定日を過ぎた出産などの難産のほうであった。このことは、人々が、胎児の死よりも母体である母親の死を恐れていたことを示す。「家」の存続を願う人々は、胎児の死よりも、子どもを産む母親の死を恐れていた。なぜなら母親さえ無事であれば、たとえその子が死んでも、また次の子どもを産む事が出来るからだ。

難産で子どもが生まれない場合、母親のいのちを守るためには、胎児を母親の身体から排出し分離する処置が求められた。ちなみに赤子養育仕法、育子仕法が制度化される時期より少し早い天明1年（1781）に赤子間引取締を制度化した西日本の津山藩（図1）では、城下の天明1年（1781）から文化6年（1809）の産婦死亡事例17件のうち7件が「無離胎」である。胎児が胎内で死んでしまい、産気も止み母体から排出されない状態は産婦の死を意味していた。その意味で、胎児を母体から排出し分離することは、母親のいのちを守るためには必要な処置であった。

そこで次に、難産の際に胎児を母体から分離するための処方に目を移してみると、興味深い事実が浮かびあがる。胎児が胎内で死に、自ら「子カヘリ」できない場合の処方としてあげられているのは、「紅花ヲ酒ニテコク煎ジテ」服用するという、文字通り胎児を「下ス」処方であった。紅花は、墮胎にもよく用いられた植物である。

難産の処方でもう一つ注目したいのは、母と子の身体を相互に関連しあうものとして捉える意識がみてとれる点である。例えば、難産の薬「神応黒散」は、「童便」と酢を合わせて飲むことで、母体から胎児をおろすとある。「童便」とは、「六、七歳までの子の小便」（「袖珍仙方」（正徳四年）のこと（浅見・安田 1996: 994, 1020）である。「童便」という子どもの排泄物が、難産や産後の母体に効果があるということには、象徴的な意味が込められていたと考えられる。なぜなら「童」、しかも六、七歳を過ぎた子どもというのは、一つには母の身体と赤子の身体が分離する出産、二つには、死にやすい乳幼児期という、二つの危険な時期を切り抜けて生き続けることに成功した

存在であるからだ。その「童」の排出物は、出産の危機を避け、母と子のいのちの安全を図るうえで、言い換えれば、母体から胎児が出て来るのを促すうえで、効果があると考えられていたのではないだろうか。

一方、「小兒」についての処方では、夜泣きが激しいのを治すために、「乳をぬって呑ませよ」「乳汁にてとく」など、乳が用いられている。乳を用いる処方「甲斐徳本」にもある。「瘡瘡ホウソウノ事」では、「目に入るに、ヌカテノ脂ヲ乳ニテ解目之中少指而吉」とある。江戸時代に多くの子どものいのちを奪った、俗に「いのちさだめ」と言われた瘡瘡に、赤子の命綱とも言える乳は効果があると考えられていたのだろう。

では、二冊の民間療法に記された女と子どもをめぐる処方の背後には、どのような女と子どもの身体をめぐる地域の実態があったのだろうか。自分たちにとって必要と意識したからこそ、人々は民間療法を書き写したとするなら、民間療法の背後にあった女と子どもの身体と病をめぐる状況とは、どのようなものだったのか。人々の治療にあたった医師の処方の記録を通して探ってみることにしよう。

2 在村医の民間療法への関心

2.1 千葉理安と民間療法

一関藩領内で、19世紀前半のほぼ同時期に医療活動にたずさわり、ともに多くの患者を集めた医師に千葉理安、^{たけべ}建部清庵がいる。ここでは、二人が残した民間療法の写本、処方集、診察記録を手がかりに、女と子どもの身体をめぐる状況を探ってみよう。

在村の医師たちもまた、民間療法を重視していた。そのことを示すのが、一関藩領内で、19世紀前半に医療活動にたずさわり、多くの患者を集めた在村医、千葉理安(図4)の処方集である。千葉理安は、1782年(天明3)、磐井郡、流・峠村(現一関市花泉町老松)に一関藩士、千葉悦之進の長男として生まれ、1803年(享和3)、21歳で、診療所兼医塾「^{せむいどう}施無畏堂」を開き(花泉町史編纂委員会1984:387-388)、1813年(文化10)31歳で藩医に任ぜられている(関1995:256)。32歳の時には、和歌山の華岡青洲の指導を受けることを希望し、徒歩で30日かけて和歌山に向かっている。華岡青洲は、全身麻酔薬を創案し、乳癌摘出手術に世界で初めて成功した人物である。入門を許された理安は、わずか6ヵ月で免許皆伝となり、帰路には京都で賀川流産科



図4 「千葉理安肖像画」(一関市教育委員会蔵)
理安の長男、良俊が描く理安, 中央が理安の父英胤, 左が理安,
右が良俊の子胤茂である。

も学んでいる。しかし、故郷に帰って「施無畏堂」を再開し、新しい知識と技で医療と教育に打ち込み始めてわずか5年、1820年(文政3)、38歳で病没している(国本1990; 花泉町教育委員会編2001; 相馬2002; 熊谷2004)。

理安の「施無畏堂門人帳」からは、一関藩だけでなく、仙台藩の広い範囲の村々から医者を目指す若者たちが入門したことがわかる。弟子たちが理安に出した誓詞には、「不仁之薬方」は、一切処方しないとある。一関藩では、「不仁」の薬とは、墮胎薬の事を指していた。とするなら、この誓詞は、墮胎薬は用いないことの誓詞とみて間違いないだろう。また、女性の患者に対しては、己をただし、疑いをもたれないよう、態度を慎むという誓詞もある。この誓詞からは、産科を学んだ理安や弟子たちの患者に女性が多かったことがうかがえる。

理安が残した処方集に「伝方記(松軒経験日誌)」(年未詳)と題するものがある。松軒は理安の号である。この「伝方記」もまた、「甲斐徳本」同様、「救民妙薬」の写本である。「伝方記」は、救民妙薬の項目全体の約29パーセントにあたる37項目を写しとっているが、女の処方については、5項目全てを写している。しかも、その処方集の最初に難産の処方が記されているところに、理安の産科医としての関心がみ

とれる。

さて仙台藩、一関藩では、難産は医師、平常産は産婆といった棲み分けがなされていた（沢山 2009）。一関藩の死産の事例からは、難産のきざしがある場合には医師を呼んだこと、また難産とは時間のかかるお産をさしていたことがわかる。また、死産の事例からは、難産の際に医師を呼んでも、母体は救えても、胎児のいのちを救うことは困難だったことがわかる。いったん難産になってしまえば、医師といえども、母子ともに救うことは難しかった。

ちなみに「救民妙薬」では、難産の処方は 105 番目に記されている。しかし理安の処方では、「救民妙薬」の順番とは異なり、その処方の最初に、難産に関わる処方を記している。それは、理安が、難産の際の処置を求められることが多かったこと、また「伝方記」は、「救民妙薬」の処方の中から実際の必要に応じて選びとり写されたことを示す。

この理安の診察の様子を門人が記録したものに、「文政二己卯驗経録」と「橋井録」の二つがある。いずれも 1819 年（文政 2）の記録であるが、「橋井録」には、流・富澤村喜太郎の妻が難産になった際の記録が含まれている。この妻（23 歳）は初産であったが、手が先に出る横産となり、近隣の医師たちが集まり治療したものの手の施しようがなく死を覚悟した。そこで呼ばれた理安は、冷や汗が止まらずしきりに嘔吐する産婦の様子から、「薬術」では救えない、産婦の「心気を安んじ勢ひを以て是を救ふべし」と判断し、産婦に「心気平安にし元気を保ち能く食して」力をつけるよう励まし、さらに弁舌巧みな産婦の兄に産婦を励まして気力を保たせ、また「隠婆」や「坐抱女」^{コシタキ}、「家人」に力を尽くすよう説き、産婦の腹痛が強まった時、「隠婆腰抱衆助の者の力を尽」させて分娩にこぎつけ、産婦のいのちを救っている（相馬 2015: 59, 68-69）。この記録は理安が地域の医師たちが見放すような難産の際に呼ばれ、しかも産婦によりそい人々の力を集めることで産婦を救う力のある医師であったことを示す。

次に、子どもをめぐる処方のほうを見てみよう。理安は、「救民妙薬」の中から、江戸時代には「疳の虫」と呼ばれていた夜泣き、引付、乳を吞まない、乳を吐くといった症状への処方を書き写している。乳を吞まないというのは、一関藩の新生児死亡の原因として最も多くあげられる理由である。そのことは、人々が、乳を乳児のいのちにとって重要な意味を持つものとして捉えていたことを物語る。乳を吞まない乳児は、生きる力のない乳児、死すべき運命にある乳児として、その死は、あきらめを持って受け入れられた。

仙台藩の赤子制道役となった百姓、平之助が著した間引き教諭書『鴟の囀り』(1814年 [文化11])では、「田畑をかせき、其子ハかこに入置て、日に三度乳をあたへ、なきわめくとも、苦にする事なかれ……もし日に三度乳をあたへて育ぬ子ある時は是ち、のあたひやう不足に而育ぬにハ非す、これ人にならざる自然の志るしなれハ、悔むへかなす(ママ)、をし殺すより、はるかにまさりたる事をたのしむへし」(高橋1955: 829-837)と、乳を与えても育たない子は、乳の与え方が不足しているのではなく、人にならない自然のしるしとしている。

このように、理安が書きとめた女と子どもをめぐる処方^{もず きえず}は現実によく起こる事態に対処するために書き写されたものであった。その意味では、同じく現実への対処として生活経験の中から生み出された民間療法と在村の医者^{かみへい}の処方とは隔絶したものではなかった。華岡青州に学んだ理安のような医師も、民間療法への期待という点では、民間療法を書き写した農民たちと、その心性を共有していたと言えよう。

また、理安の「伝方記」「経験日誌」という標題からは、人々の間に「伝」えられた処方や「経験」を重視する姿勢がみとれる。理安は、文字文化の外にあった民衆が、生活経験の中で伝承し伝えてきた知識、いわば「文字文化によらない民衆の知恵」ともいえる「民衆知」(塚本1991: 183-282)を重視し、自らの処方として活かそうとしたのであった。と同時に、在村の医師たちが民間療法を人々に伝える役割を果たしていたこともみとれる。

2.2 自然と人間の一体性回復の試み

難産の処方^{かみへい}は、南部一揆の指導者、南部藩上閉伊郡栗林村(現岩手県釜石市)の三浦命助の『獄中記』(安政6年 [1859]) (庄司・林・安丸1970)にも見ることができる。命助の難産の薬「ごごう丸」は、子どもの胎毒、はしかにも効き目があると記されている。

その製法は次のようなものである。11月から2月までの2ヵ月間、食事を規制することで「仙人」のようになった人の大便と小便をとり、大便と米粉を混ぜ、焼いて粉にし、この粉と烏や猫などの黒焼きを混ぜ、小便にしめして乾かす。それを30日間繰り返し出て来たものに植物の粉や砂糖などを加え、蜂蜜をよく練りあわせる。

この命助の処方からは、からだもこころも清浄になった身体からの排泄物が、難産や婦人病、子どもの病を治癒し健康をもたらすという身体観がみとれる。この清浄な身体を重視する命助の身体観は、「童便」という清浄な身体からの排泄物を用いる「妊者之脈例」の難産の薬「神応黒散」の身体観とも共通する。そこにあるのは、人

間の、しかも清浄な身体からの排泄物が人間の病気に効くという、言い換えれば人間の身体から出て身体に帰る循環運動の中で身体の維持・活性化が図られるとする身体観である。それは、身体の中での自然と人間の一体性を再生する試み（倉地 1998: 224）でもあった。

また命助の処方では人間の排泄物に加えられるのは、動植物の黒焼きと、植物の粉、蜂蜜である。一方、理安の「伝方記」の難産の処方、「神応黒散」も、植物に童便を加える処方である。伝方記の難産の処方は、人間の力では制御できない難産を、身体の排泄物である小便と動植物などの自然の産物を混ぜ合わせることで克服しようとするものであった。身体という内なる自然に生じた難産という脅威に、身体からの排泄物や動植物に手を加え、恵としての自然に変えて取り込む。そこにも、人間の身体と自然の一体性を取り戻すことで、身体の回復力を取り戻そうとする身体観をみることができよう。そこには、江戸時代の人々の、自然と人間を切り離せないものとして捉える捉え方が示されている。

このように、江戸時代という社会は、経験的に蓄積された智恵としての民間療法を写本の形で流布させる営みが広く行われた社会であった。またそこでは医師たちも、これら民間療法を人々に広めていく役割を果たしていたことに注目しておきたい。

ところで、理安の二つの診察記録にはあわせて43件の記録があり、それぞれの患者の治療と病状の変化は知れるものの診察の全体の傾向を数量的に分析することはできない（相馬 2015: 58-59）。そこで、理安が「施無畏堂」を開き、診療と医塾を行っていたのと同じ時期の、一関城下の藩医、三代目建部清庵の診察の様子を記録した「医方随筆」「聴患記」に注目してみたい。人々は、どのような病気で診察をうけていたのか、この二冊の診察記録を手がかりに、さらに探ってみることにしよう。

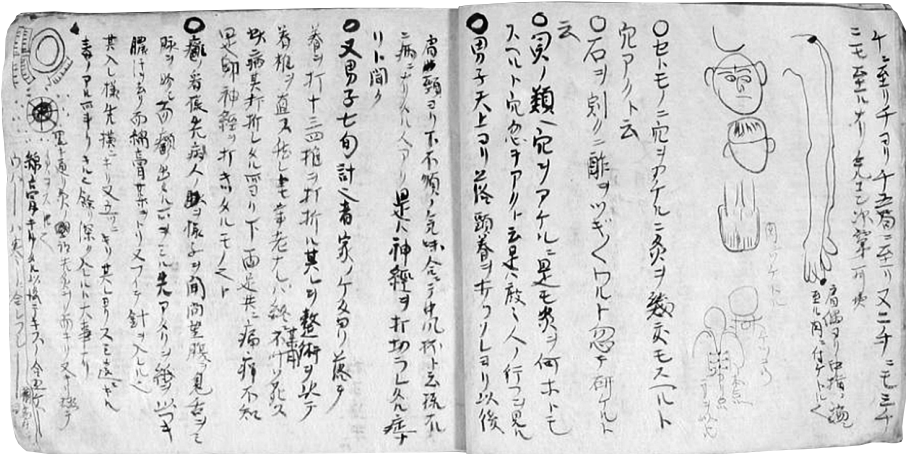
3 藩医の診察記録にみる女と子ども

3.1 建部清庵塾の診察記録——「医方随筆」と「聴看記」

建部清庵は、塾生の教育とともに来診する患者の診療も行っていった。この診察の記録に、一関藩領の農民出身（下油田村出身）の佐々木寿仙という塾生が、1811年（文化8）春から1812年（文化9）11月頃までの約一年間にわたって記した、患者175人分の診察記録、「医方随筆」「聴患記」がある（図5）。

佐々木寿仙は、1794年（寛政6）、一関藩領磐井郡、流・下油田村（現一関市花泉町）

①「医方随筆」



②「聴患記」



図5 ①「医方随筆」と②「聴患記」（一関市博物館所蔵）

に生まれた。理安より11歳年少である。名は延年といい、二代続いた在村医の三代目であるが、身分は百姓である。一関藩医で鍼灸科を専門とする相田寿安に入門し、その寿安から一文字をとって寿仙と称したらしい（大島2001）。

この二冊の記録、「医方随筆」と「聴看記」については、大島晃一の貴重な研究（大島 2001）がある。大島は佐々木寿仙について、「百姓であっても、きちんとした教育を受け能力を身につければ、医師となり活躍でき」たこと、また「そのような社会的な土台があり、地域の医療が成り立っていた」点に、19世紀初頭のこの地域の医療の特徴をみている。

「医方随筆」「聴患記」についての大島の分析によれば、受診者の約11パーセントが武士層、89パーセントが百姓、町人などの庶民階層である。清庵は110石取りの中級の藩士で、藩主の診察もする、藩医の中でも上層に位置する医師だった。しかし、患者の89パーセント近くを庶民がしめている（表1）。その意味でこの二冊の診察記録は、庶民の病気の記録としても読むことが出来る。

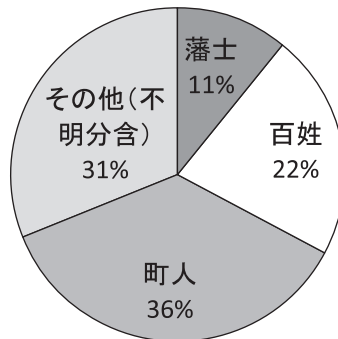


表1 身分別患者数
大島晃一「陸奥国建部清庵塾の診察記」より作成。

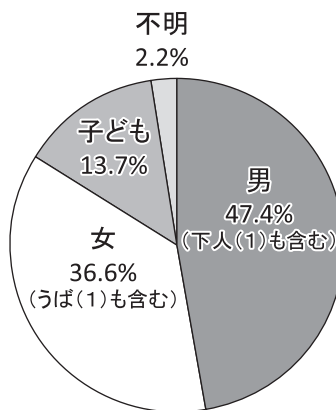


表2 患者の内訳
大島晃一「陸奥国建部清庵塾の診察記」より作成。

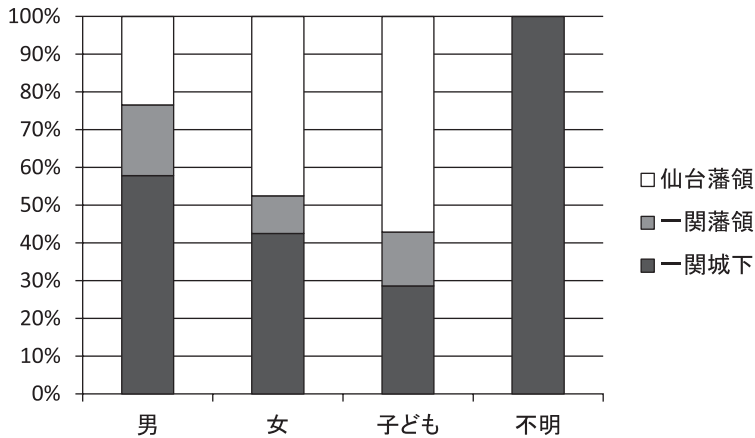


表3 居住地別患者数
大島晃一『陸奥国一関建部清庵塾の診察記録』より作成。

次に患者の内訳（のべ人数）をみてみよう（表2）。患者の内訳は、男（倅、下人も含む）が全体の47.2パーセント、女（妻、娘子、娘、婦人、母、嫁、老母・うばも含む）が36.6パーセント、子ども（小兒、子供、子、赤兒）が13.7パーセントと、女と子どもで全体の50.3パーセントをしめる。では、この数字から何が読み取れるだろうか。「医方随筆」「聴患記」が記録された6年後にあたる1817年（文化14）、津山藩領羽山村（現岡山県津山市）の在村医、仁木家の処方記録「主方録」と比較をしてみよう。「主方録」に記録された患者（のべ人数）460人の内訳は、男142人（30.8パーセント）、女170人（36.9パーセント）、子ども128人（28.4パーセント）である。女と子どもの比率は「主方録」では65.3パーセントと、「医方随筆」「聴患記」より高い。この記録を分析した藤澤純子は、患者の内訳から読み取れる特徴として「女と子供が比較的多いこと」、それは「女と子供は病気にかかりやすいということもあるが、家の中で大事にされていた」ためではと指摘している（藤澤1992:9）。

そこでさらに、患者たちの居住地別に、探ってみることにしよう（表3）。するとそこには、興味深い結果が浮かびあがる。居住地別患者数で見ると、男たちの多くが一関城下に住む患者であるのに対し、女と子どもは、仙台藩領に住むものの比率が男に比べて高いという特徴がみられる。もっとも、一関藩は仙台藩領のなかに分藩された支藩であるので、仙台藩領も一関藩領とそう離れているわけではない。しかし、同じ一関城下に比べれば、仙台藩領と清庵塾との間には距離がある。では、仙台藩領には在村医の数が少ないのかと言えば、そうではない。清庵塾の診察記録から40年後

の1852～53年（嘉永5～6）の「御医師中面付調書上」によれば、仙台藩領にも多くの在村医がいる。のみならず、この書上では、仙台藩領からやってきた医師や、一関藩領の人々が藩領を超えて診察を受けた仙台藩領の医師が扱った出産には死産が多いことが問題視され、墮胎の疑いも指摘されている（沢山2005: 60-64）。では、人々は自らが求めるところに応じて藩領を超えたとすると、仙台藩領の女、子どもたちも、良医を求めて藩領を越えてやってきたと考えられる。それは、藤澤が指摘するように、「家」の中で、女と子どもの身体が大事にされていたことを示すと見て良いのではないだろうか。

3.2 女・子どものいのちへの関心の高まりと医療

では、人々は、実際にどのような症状で診察を受けたのだろうか。まず女性についてみてみよう。女性たちは、婦人病や産後の不調、流産などで受診している。「聴看記」には流産の患者の記録が二例ある。「聴看記」では、既婚の女性は、「妻」や「母」とある。しかし、二つの事例は、「婦人」「娘」とあるので、未婚の娘だろうか。一つは、久蔵の娘の場合である。流産し腹痛があり、それから5、6日たっているが下痢気味という症状を訴えている。もう一つは、妊娠5ヵ月で流産した19歳の「婦人」である。この女性は、自分が流産したものについて、その形は「長ナス」のようなもので「長五寸斗、横三寸斗」と言ったとある。仙台藩の死胎披露書からは、妊娠5～6ヵ月を境に「物」から「人」へと線引きする胎児観が見られるが（沢山1998: 77, 122）、この「婦人」は、その言葉からすると、自らの体内にあったものを胎児とはみなしていなかったようだ。このように、民衆の診察に関わる医師たちは、民衆たちが胎児をどのようなものとして意識しているか、民衆たちの胎児観に接する機会を持っていた。

流産で受診する女性の中には、墮胎薬を用いた女性もいたようだ。そのことは「医方随筆」の「小産落シ薬」をめぐる「婦人産前産後、小産落シ薬ヲ用タモノニ虫出生スルコト多。能々心ヲ付、病症ヲミルベシ」という記述から見て取れる。産前産後に「小産落シ薬」（墮胎薬）を用いたものに、「虫」が「出生スルコト」が多いので、よくよく気をつけるようにという記述からは、墮胎薬を実際に用いる女性がいたこと、また、そのことで起きた身体の不調を治すために診察を受ける女性がいたことがみてとれる。

では「虫」とは、また「虫」が「出生スル」とは、一体何を意味しているのだろうか。その手がかりは、この診察記録の18年後の1830年（文政13）に、江戸の町医者、

平野重誠によって著された『座婆必研』の中にある。『座婆必研』（一名『とりあげば、心得草』）は、「特に産婆の倫理、助産技術について懇切丁寧に説き、当時の産婆の位置づけやお産の具体を述べたものである（杉立 2002: 189）。その『座婆必研』に、賀川玄悦が創始した鉤を使って子宮内から死んだ胎児を引き出すことで母を救う回生術をめぐる、次のような記述がある。

近ころは坐婆にもこれを用ものありとか聞およぶ。その旨趣は、小の蟲をころして大の蟲を助るが、道にかなへることぞなど、俗謡を遁辞にすれども、胎児の賢愚予知らるべきにあらねば、蟲の大小を譬んことは、いと不倫ことぞとおもはる（呉・富士川校定 1971: 1016）。

この記述からは、近年は、産婆たちの中にも鉤を使うものがあること、その際、小さな虫を殺して大きな虫を助けることが道理にかなっているという世間の「俗謡」が、鉤を使うための、いわば言い逃れとして用いられていること、それに対し平野は、賢愚も定まらない胎児を、虫の大小に譬えることは道理にもとると考えていることが読み取れる。とするなら、診察記録にある「虫」とは、胎児を指しているともて間違いないだろう。注目すべきことは、「俗謡」にとあるように、難産の際に、母と子のいずれを助けるかという場合に、大の虫（母体）を助けて小の虫（胎児）を犠牲にする、あるいは子どもはまた生まれるが母親の代わりはいないといった、胎児より母親を優先する傾向があった（杉立 2002: 195）という点である。ちなみに、先にみた千葉理安が難産の産婦を救った診察記録にも赤子についての記述はない。

清庵の診察記録で興味深いのは、産後の不調で、1811年（文化8）6月11日に受診した、仙台藩領、^{うすきぬ}薄衣村の文作の妻の場合である。文作の妻は、産後5ヵ月で、両足が動かなくなり痛みや熱が出たために受診している。この症状は、「妊者之脈例」に記された「婦人が病のまだ癒えていないのに労働するために、中風のようになる」症状と類似している。この妻の年齢は28歳。11月に出産し、腹に塊があり、時々、股の付け根のあたりまで「モク〜トイタミアルク」と訴えている。ここには、痛みの原因、痛みが起きる場所、そして、それはどのような痛みなのか、女性自身の言葉が記されている点が興味深い。しかも、腹に出来た「塊物」が、腿の付け根のあたりまで、もくもくと重なりあうような痛みを伴って歩くという訴えは、女の身体感覚を示すものとして読むことができる。

前年の11月に出産し、4月から6月に両足が動かなくなったというのは、農繁期の激しい農業労働のためだろうか。女性たちは、「家」の維持、存続のための重要な労働力であった。診察記録からは、女性の労働と出産のせめぎあいの様相もうかがえる。女性の労働と妊娠、出産のせめぎあいの中では、墮胎などの人為的な妊娠中断が

なされることもあったであろう。

先に見た久蔵の娘は流産後、五、六日たって診察を受けているが、未婚の娘の妊娠は忌避されるものであった。仙台藩の赤子制道役、百姓平之助が著した問引き教諭書『鴉の囀り』（1814年〔文化11〕）でも、夫の無い女が墮胎薬を用いていのちを失うことがあること、これは、自分の身を慎まず妊娠し、自分の身を滅ぼす薬を用いて、父母に迷惑をかけ「家」の存続を危うくする、先祖に対する不孝を考えない恥ずべき行為だとする（高橋1955: 829-837）。

次に子どもに眼を向けてみると、生後間もない赤子や、1歳2カ月の赤子の診察記録もみられる。「医方随筆」には生まれて3か月になる赤子が胎毒になり、その症状をのものが伝えてきたため、薬を処方した記録もある。ここからは、人々が、赤子の様子や症状を細かく把握し、医者に伝えることができたことがわかる。また「聴患記」には、1歳2カ月になる仙台藩領赤萩村の弥平の子どもの腹が腫れて受診した様子も記されている。歴史人口学では、江戸時代後期に、出生児の20パーセント近くが一歳未満で死亡したという推計がなされているが、そうした状況の中で、死にやすい赤子たちのいのちを守る努力がなされていたことに注目したい。

なかには、遠方の仙台藩領石巻の商人、高橋屋伝五郎が、1811年（文化8）5月2日に3年ほど治療しても治らず「俗ニ骨ナシ」とされ歩くことの出来ない子どもを連れてやってきて、診察を受けた記録もある。診察の結果、「骨ナシ」ではなく、「手足ノ筋引シメラレ、ソレカ為ニカラナク、アルクコト不能」と診断した清庵は、様々な飲み薬を与え、蒸薬で股の筋を蒸すなどの処置をし、その結果、16日には少し筋が「伸ヒル形」になったとある（図5-②）。高橋屋は歩けない子どもを背負ってやってきて、5月2日から16日まで一関城下に滞在し治療を受けたのだろうか。診療記録からは、歩くことの出来ない子どもの足を何とか直したいという親の願いがうかがえる。このように診察記録は、人々の赤子、子のいのちへの関心の高まりを写しだす。

おわりに

今までみてきたように、上層農民の家に残された民間療法の二冊の写本、「甲斐徳本」と「妊者之脈例」、そして千葉理安の「伝方記」や理安と建部清庵塾の診察記録からは、江戸時代後期の東北日本の仙台藩、一関藩領内において、子どもを産む女の身体や子どものいのちへの人々の関心が高まりつつあったことがみてとれる。なお、一関藩領内の上層農民の家には、このほかにも、多くの民間療法の写本が残存してい

る。その背景には、「家」存続意識の高まりがあった。「家」存続意識の高まりの中で、子どもを産む女の身体、そして「家」を繋いでいく子宝としての子どものいのちへの関心が高まっていったのである。

「妊者之脈例」からは、身体一般とは異なる女と子どもの身体や女のライフコースへの関心がみてとれる。また理安の「伝方記」からは、人々が生活の中で培ってきた民衆の知恵を医療に生かすことで女と子どものいのちを救いたいとの願い、そしてその診察記録からは理安が難産に対処し、産婦を救ったことがみてとれる。さらに建部清庵塾の診察記録からは、女たちが婦人病や産後の不調で受診していたことや、生後間もない赤子たちも受診していたこと、患者数全体の50パーセント以上を女と子どもで占め、しかも仙台藩領から藩境を超えてくる女と子どもの患者の比率が男に比べて高いことなど、女、子どものいのちへの人々の関心の高まりが明らかになる。しかし、「家」の維持・存続や女性の労働と妊娠、出産のせめぎ合いの中で、墮胎の処方もまた求められていた。難産の際に子どもを母体から排出する処方は、墮胎にも用いられる両義的処方であった。

江戸時代後期には、女が出産でいのちを失う率は高く、また子どもの死亡率、とくに新生児死亡率や乳児死亡率は高かった。しかし、そうした中で、女と子どものいのちが、人々の生きる場である「家」の維持・存続と関わって重視されるようになった点に江戸時代後期の特徴がある。「家」にとっても人々にとっても、妊娠・出産やそれにとまなう病気は、ライフコースにおける危機として意識され、身体という内なる自然に生じる脅威や困難を、どう克服するかという模索が、人々の経験に根差した様々な民間療法を生み出すことともなった。それら写本として残された民間療法からは、身体における自然と人間の一体性を回復することで病を克服し、いのちを繋ぐための人々の様々な智恵と工夫の蓄積のあとが見て取れる。

また、在村医や、藩医の処方の記録からは、医師たちが、人々への実際の処方を通して経験を蓄積し、また医療の実効性を求めて民間療法をも用いていたという医療を施す側の対応、そして病の治癒への願いから藩境を超え良医を求める医療を受ける側の人々の願い、その両方を読み取ることが出来る。その意味では、江戸時代後期という時代は、人々のいのちへの願いと民間療法、医師の医療とが相互に関係しながら、民間知が作り上げられていった時代と言えよう。

本稿では、今まで歴史の史料としては用いられることが少なかった民間療法の写本や医師の診察記録といった史料群を手がかりに、人々はどうのように女と赤子、子どものいのちを守ろうとしたのか、そこには、どのような自然と人間の関係認識や身体観

があったのかを探ってみた。その結果、次の二点が明らかとなった。一つには、女と子どものいのちを重視する背後には、人々の生きる場である「家」の維持・存続への願いがあったこと、そのことは他方で、子どものいのちよりも女のいのちを重視するいのちの序列化をもたらすものであったことである。二つには、民間療法に見られる、人間の身体からの排泄物などを用いる処方、自然と人間の一体化を図ることで、内なる自然としての身体に起きた危機を克服するという近世民衆の身体観に根ざすものであるということである。

これまでの分析から明らかになったように、農民の家に残された民間療法の写本や、民間療法を用いた医師の処方、診察の記録は、人々が様々な経験を蓄積する中で蓄えてきた、とりわけ身体をめぐる民間知の一端に接近するための手がかりとなる。その意味でこれらは、民間療法と医師の実際の医療が、実効性を求めて相互に交流し合いながら民間知を作り上げていく道筋を示すものとして読み解かれる必要のある史料であると言えよう。一関藩領には、本稿で取り上げた以外にも、上層農民の家に多くの民間療法の写本が残されており、本稿は、それらの分析の糸口を切り開くための一つの試みでもある。

謝 辞

なお本稿は、国立民族学博物館国際シンポジウム「ヒーリング・オルタナティヴス—ケアと養生の文化」(国立民族学博物館機関研究「包摂と自律の人間学」領域「ケアと育みの人類学」プロジェクト(代表:鈴木七美)公開国際シンポジウム, 2012年11月11日)における報告「赤子と母のいのちを守るための江戸時代の民間療法」に大幅に加筆訂正をしたものである。国際シンポジウムの企画者であり、また報告の機会を与えてくださった鈴木七美氏、そして報告に対し貴重なコメントをくださった飯田淳子氏、白水浩信氏、多大な刺激を与えてくださったシンポジウムの報告者の皆様、また、千葉理安の写真を提供するとともに示唆を与えてくださった一関市博物館の相馬美貴子氏に改めて感謝申し上げたい。

注

- 1) 人口減少地域では、妊娠、出産を管理することで堕胎・間引きを防止する人口増加政策が取られたが、その特徴は妊娠、出産管理と養育料支給という監視と救済、そして堕胎・間引き禁止の教諭という三つの側面を持っていた点にある。この監視と救済のどちらの側面に重点を置いたかは、地域によっても時期によっても異なるが、そのことは、制度に与えられた名称からもみてとれる。おもに「産むこと」の奨励や救済に重点を置いた仙台藩、一関藩では「赤子養育仕法」、「育子仕法」の名称が、「産まないこと」の禁止、取締りに重点を置いた西日本の津山藩の場合は「赤子間引取締」の名称が与えられている。

引用・参考文献

- 浅見 恵・安田健訳編
 1991 『近世歴史資料集成 第II期 第VIII巻 民間治療(1) 普救類方』 p. 876, 932, 東京：科学書院。
 1996 『近世歴史資料集成 第II期 第X巻 民間治療(3)』 p. 994, 1020, 東京：科学書院。
- 石島 弘
 1997 『水戸藩医学史』 p. 290, 東京：ペリカン社。
- 海原 亮
 2014 『歴史文化ライブラリー 389 江戸時代の医師修業 学問・学統・遊学』 p. 7, 東京：吉川弘文館。
- 大島晃一
 2001 「陸奥国一関藩医建部清庵塾の診療記」『一関市博物館研究報告』4, 一関市博物館。
- 鬼頭 宏
 2000 『人口から読む日本の歴史』 p. 142-144, 150, 東京：講談社学術文庫, 講談社。
- 国本恵吉
 1990 「千葉理安(華岡青洲門下生)とその学塾「施無畏堂」について」一関市, 花泉町顕彰会。
- 熊谷哲彦
 2004 「医学教育の千葉理安」, 大島英介編『図説 胆江・両磐の歴史』 pp. 173-177, 松本：郷土出版社。
- 倉地克直
 1998 『性^{せい}と身体^{からだ}の近世史』 p. 223, 東京：東京大学出版会。
- 呉 秀三・富士川游校定
 1971 『日本産科叢書』 p. 1016, 京都：思文閣。
- 沢山美果子
 1998 『出産と身体^{からだ}の近世』 p. 77, 112, 東京：勁草書房。
 2005 『性と生殖の近世』 pp. 60-64, 東京：勁草書房。
 2009 「出産と医療を通してみた近世後期の胎児・赤子と母の『いのち』」『文化共生学研究』8, 岡山大学大学院社会文化科学研究科。
 2012 「近世人のライフコース」 p. 131, 水本邦彦編『環境の日本史4 人々の営みと近世の自然』 東京：吉川弘文館。
- 相馬美貴子
 2002 「施無畏堂門人帳と誓詞」『いわて未来への遺産 近世・近代をたどる 江戸～明治時代』盛岡：岩手日報社。
 2015 「磐井郡流在住の一関藩医の診察記録」『一関市博物館研究報告』18, 一関市博物館。
- 庄司吉之助・林 基・安丸良夫校注
 1970 『日本思想大系 58 民衆運動の思想』 東京：岩波書店。
- 杉立義一
 2002 『お産の歴史—縄文時代から現代まで』 p. 189-190, 195, 東京：集英社新書。
- 関元 龍
 1995 『八巻本 関藩列臣録 第四巻』 p. 256, 気仙沼市：耕風社。
- 高橋梵仙
 1995 『日本人口史の研究第二』 p. 829-837, 東京：日本学術振興会。
- 塚本 学
 1991 「民衆知と文字文化 日本文化外史」『都会と田舎』 p. 181, 183-282, 東京：平凡社。
 2001 『生きることの近世史—人命環境の歴史から』 東京：平凡社。
- 中山 学
 2007 「幕藩領主の医薬政策と民衆文化—仁政の文化構造的確立について」『関東近世史研究』62, 関東近世史研究会。

沢山 赤子と母のいのちを守るための江戸時代の民間療法

浜野 潔

2011 『歴史文化ライブラリー 324 歴史人口学で読む江戸日本』 p. 1-4, 東京: 吉川弘文館。

速水 融

2009 『歴史人口学研究』 p. 24, 東京, 藤原書店。

花泉町教育委員会編

2001 『花泉町文化財調査報告集第八集 観音堂文書一』

藤澤純子

1992 「近世の地域医療と医師—美作の医師仁木家を例として」『岡山地方史研究』 69, 岡山地方史研究会。